

## 【相談窓口利用規約】

### 第1条 【目的及び概要】

「なんでも相談窓口」「ハラスメント外部相談通報窓口」「コンプライアンス通報窓口」（以下、「本サービス等」という。）は、一般社団法人ウエルフルジャパン（以下「甲」という）を通じて、甲の顧客に対して本サービス等を提供するものである。なお、相談通報窓口は株式会社パソナセーフティネットが運営する

### 第2条 【甲の提供する本サービス等】

1. 顧客は、本契約に定めるところに従って、以下の提供を受けることができる。

#### ①商標等の使用許諾

2. 甲は、将来において、本サービス等又は本サービスを構成する各サービスの全部又は一部を改廃することができるものとする。また、サービスの改廃に伴って、第5条に定める利用料の額が不相応になった場合、利用料の額を変更することができるものとする。なお、甲は、新たに追加したサービスを、利用料とは別途有償のオプションサービスとして提供する場合があるものとする。

### 第3条 【サービスの活用】

顧客は、本契約締結後、本契約に従い、サービスを活用するものとする。

### 第4条 【利用料の支払い】

1. 顧客は、甲に対して別途定める利用料を支払うものとする。

2. 第1項の料金は、本サービス等の全部又は一部の不使用、宣伝広告活動の頻度・内容等の理由の如何を問わず、その支払いを拒絶し、又は、減額を請求することはできないものとする。

3. 第1項の料金の支払方法及び期限は、甲が別途定めるところによる。

4. 本契約の終了月において1カ月に満たない期間が生じたときも、第1項の利用料について日割り計算は行わない。

5. 第1項の料金について、消費税法の改正により消費税率に変更があった場合、変更後の消費税率を適用する。

### 第5条 【禁止行為】

顧客は、本サービス等の利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。

①本サービス等の運営を妨害する行為

②法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

③その他甲が不適當、不適切と判断する行為

### 第6条 【サービス提供の停止】

1. 甲は、以下の各号に定める事由が生じたときは、事前に通知等を行うことなく、本サービス等の全部又は一部の提供を停止することができる。

①本サービスの保守管理上必要であると甲が判断したとき

②甲が保有する本サービス等の運用設備に障害が生じたとき

③天災地変、火災、停電、戦争、動乱、労働争議、その他の不可抗力事由が発生し、若しくは発生する恐れがある場合

④その他、甲が本サービス等の運用上、提供を停止する必要があると判断した場合

2. 甲は、本条に定める本サービス等の提供の停止に関連して顧客及び第三者に生じた損害についていかなる責任も負わない。

### 第7条 【サービス提供の中止】

1. 甲は、以下の各号の一に定める事由が生じたときは、事前又は事後に顧客に通知を行った上で、当該事由が解消されるまでの間、本サービス等の全部又は一部の提供を中止することができる。

①顧客が本契約の規定に違反したとき

②その他本サービス等の提供を継続することが著しく困難であると甲が判断する事情が発生したとき

2. 甲は、本条の規定により本サービス等の提供を中止したこと、又は、中止しなかったことにより、顧客又はその他の第三者に発生した損害についていかなる責任も負わない。

### 第8条 【変更の届出】

顧客は、その氏名（名称）、住所、代表者等に変更があるときは、予め、甲に対し、甲の定めるところによって届け出なければならない。なお、顧客の代表者、経営者に変更があった場合、本契約は当然に存続するものとする。

### 第9条 【秘密保持】

1. 顧客は、本契約に関連して知り得た情報であって、甲から開示にあたり秘密情報である旨を明示された情報（以下、「秘密情報」という。）について、本契約期間中のみならず本契約終了後においても、厳に秘密として保持し、甲との事前の書面による承諾なしに、第三者に開示、提供もしくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、以下に定める情報は秘密情報に該当しないものとする。

- ①本契約締結時点において顧客が自ら保有し、又は、既に公知の情報
- ②本契約締結後に自らの責めに帰せざる事由により公知となった情報
- ③本契約締結後に正当な権原を有する第三者から適正に取得した情報
- ④本契約締結後に秘密情報によることなく独自に開発した情報

2. 顧客は、従業員その他顧客の関係者に対して、前項の秘密保持義務を遵守するように指導・監督する義務を負う。

#### 第10条【個人情報等の保護】

甲と顧客は、本契約に関連して知り得た個人情報を、個人情報保護法その他の法令に従って取り扱うものとする。

#### 第11条【競業避止義務】

1. 顧客は、本契約存続中及び本契約終了後2年間は、その名義、態様を問わず、甲の事前の書面による同意がない限り、直接又は間接的に、本サービスと同種の事業（社労士事務所に対して、社労士事務所の経営に関する情報ないしサービスを提供することにより、その対価を受け取る事業）又は類似の事業を開設又は経営することはできない。

2. 顧客が本条の規定に違反した場合、顧客は当該行為を直ちに停止しなければならない。

#### 第12条【知的財産権】

1. 顧客は、本契約及び付随契約に基づき甲から使用の許諾を受けた本件商標等、システム、ソフトウェア、情報、マニュアル、その他一切のもの（以下、「許諾対象物」という。）に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権（以下、総称して「知的財産権等」という。）が甲又はその他の第三者に帰属し顧客は本契約及び付随契約に基づき当該権利を使用しうる地位を許諾されるものに過ぎないことを認識し了承する。

2. 顧客は、知的財産権等について、甲又は第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を発見した場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、甲の要請に応じて、当該権利侵害行為に対して甲が差止請求、損害賠償請求などの必要な法的手段を講じることに協力するものとする。

#### 第13条【苦情処理】

顧客は、常に従業員の情報管理に万全を期するものとし、本契約に関連する従業員からの苦情、事故等の申出があった場合、申出の内容を十分聴取してから自らの責任と費用で円満に解決するものとする。ただし、甲、及び他の顧客に重大な影響を及ぼすことが予測される場合、顧客は直ちに甲に申し出の内容を報告し、甲と協力して解決を図るものとする。

#### 第14条【権利譲渡】

1. 甲は、顧客の同意なくして、本契約に基づく権利、義務その他契約上の地位（以下、「契約上の地位」という。）の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。

2. 顧客は、甲の事前の書面による同意を得ることなく、本契約上の権利又は契約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、譲渡、もしくは担保として提供するなど一切の処分をしてはならない。

#### 第15条【遅延損害金】

顧客は、本契約及び付随契約に基づき顧客の負担する債務の支払いを期日に実行しなかったときは、その延滞分につき、延滞の発生した日から解消された日までの期間に対して、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を甲に対し支払うものとする。

#### 第16条【損害賠償】

1. 甲は、顧客に対し、本契約に特に定める場合を除き、本契約に関して甲の故意又は重過失により顧客に損害が生じた場合で、現実に発生した直接の損害に限り、顧客が甲に支払っている料金の範囲で賠償責任を負うものとする。

2. 顧客は、その責めに帰する事由により、甲に損害を与える可能性が生じた場合は、直ちに甲に通知するとともに、甲に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとする。

#### 第17条【甲による即時の契約解除】

甲は、契約期間中であっても、顧客が次の各号の一に該当したときは、何らの通知・催告なく、直ちに本契約を解除することができる。

① 第5条又は11条の規定に違反したと甲が認めたとき。

② その他本契約に違反し、甲からの注意・警告に対しても改善がなされず、甲において改善の可能性が著しく低いと認

めたとき。

② その他、本契約の継続を著しく困難とする事情が発生したと甲が判断したとき。

#### 第18条【有効期間】

本契約の有効期間は、本サービス利用登録フォーム送信日の翌月1日から1年間とし、原則、1年未満の期間において解約することはできない。また、甲、顧客いずれからも、期間満了の3カ月前までに書面による更新しない旨の申出がなければ、更に1年間自動更新をされるものとし、以後も同様とする。

#### 第19条【契約終了後の措置】

1. 本契約が終了したときは、顧客は、本契約及び付随契約に基づく一切の権利を失う。
2. 顧客は、本契約の終了と同時に、甲の指示に従い、顧客の費用で、次に定める事項を実施しなければならない。
  - ① 本件商標等の使用を直ちに中止し、掲示板・イントラ・ホームページ・看板・構造物・展示物・パンフレット等その他一切のものから、本件商標等をすべて取り除くこと。
  - ② 顧客が本サービス等の顧客でなくなったことを顧客の従業員が正確に判断できる状態にすること。
  - ③ コンテンツの使用を停止し、甲の指示に従って、コンテンツを含む上記サービスに関する一切の資料及び情報を直ちに返還し、又は、廃棄抹消すること。
3. 甲は、本契約が終了した場合、顧客に関するデータをすべて抹消することができる。

#### 第20条【違約金】

顧客が本契約の各条項に違反した場合には違反行為ごとに、以下に定める違約金を甲に支払うものとする。なお、当該違反の結果、甲に損害が生じた場合には、顧客は、違約金とは別に、当該損害を賠償する義務を負うものとする。

- ① 第11条【競業避止義務】に違反した場合 金3,000,000円
- ② 第5条【禁止行為】に違反した場合 金1,000,000円
- ③ 第9条【秘密保持】、第12条【知的財産権】又は第19条【契約終了後の措置】第2項に違反した場合 金500,000円

#### 第21条【反社会的勢力の排除】

1. 甲及び顧客は、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であること。
  - ② 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
  - ③ 反社会的勢力を利用、関係していること。
2. 甲及び顧客は、自ら又は第三者を利用して下記の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。
  - ① 暴力的な要求行為。
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. 甲及び顧客は、本契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、再委託先（当該再委託が数次にわたる場合には、全ての再委託先を含む。）に対して、本契約の定めを履行させる義務を負う。なお、この場合であっても、甲及び顧客が交わした本契約上の義務は免責されない。
4. 甲及び顧客は、相手方が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手側に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引及び契約を解除することができる。
5. 前項に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

#### 第22条【残存条項】

本契約の終了の原因を問わず、第5条（禁止行為）、第6条第2項（サービス提供の停止）、第7条第2項（サービス提供の中止）、第9条（秘密保持）、第11条（競業避止義務）、第16条（損害賠償）、第19条（契約終了後の措置）、第20条（違約金）、第23条（誠実協議）及び第24条（裁判管轄）の各規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### 第23条【誠実協議】

本契約に定めのない事項並びに本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲・顧客双方誠意を持って協議解決にあたるものとする。

#### 第24条【裁判管轄】

本契約及び付随契約に関し、甲・顧客間で紛争が生じたときは、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を唯一の第一審の専属管轄裁判所とする。

**第25条【雑則】**

1. 顧客は、本契約に関し、法令その他による規制のあったとき又は所轄官庁による指導のあったときは、甲がそれらに従って本契約の内容を変更することに合意する。

2023年1月1日制定

2025年1月27日改訂

第1条のコンプライアンス通報窓口についての追記、及び、株式会社パソナセーフティネットへの社名変更に伴う修正